

平成24年4月4日

所属議員の処分及び会派離脱について

民主党渋谷区議団
幹事長 浜田浩樹

3月30日、民主党渋谷区議団は会派所属議員の佐々木弘明議員に対し会派離脱を勧告し、受け入れられたため同議員の会派離脱を了承し、また岡田麻理議員より会派離脱の申し出があり了承しました。これにより民主党渋谷区議団の所属議員は7名から2名減り、5名となりました。

佐々木弘明議員は、渋谷区議会平成24年第1回定例会のなかで、民主党渋谷区議団として反対を決めた区長提案の「特別区税条例の一部を改正する条例」について所管の総務区民委員会で27日、反対討論を行い、表決においても反対であったにも関わらず、30日の本会議において、突如、採決を退席しました。

この行動は議会内の信頼関係や秩序を大きく損なうばかりか、会派においての反対の態度決定に反する行為であり、他党派を利する行為で大きな問題です。また、佐々木議員は総務区民委員会の議事に責任を負う副委員長でもあり、重ねて問題があります。

民主党渋谷区議団・会派総会においては30日の本会議後の会派総会において、佐々木議員より説明を求めましたが、「体調不良」との説明で他の所属議員の理解できる弁明はありませんでした。このことから会派離脱勧告の処分を行うことを決定し、佐々木議員が受け入れたため会派離脱を了承しました。

佐々木議員については、渋谷区議会の本会議や議会運営委員会等においても他党の議員から採決時の行動について疑義が出されているところです。

岡田麻理議員は、30日の本会議後の会派総会の佐々木議員の処分を決定した後の時点で、「会派運営に問題がある」として会派離脱を申し出ました。会派総会においては岡田議員から追加の説明を求めましたが、他の会派所属議員の理解できる理由はなく、慰留せず、申し出の通り会派離脱を了承しました。

岡田議員は平成21年6月にも渋谷区議会において当時の「渋谷区議会民主党」会派を離脱し新会派を結成したこと、及び前回改選後の23年5月会派結成届提出直後にも会派離脱の意向を表明するなど、たび重なり公認申請時の「同一会派に所属」という誓約に反する行動を起こしたことは大きな問題です。

両議員の行動は民主党規約及び民主党東京都総支部連合会規約の倫理規定に反することから、今後、民主党渋谷区議団として党の各機関に処分の申請を行う予定です。

以上